

改正 令和 8 年 3 月 2 3 日 原規総発第 2603235 号 原子力規制委員会決定

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 3 日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部を改正する規程

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（原規総発第 1311275 号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則及び核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則の一部を改正する規則（令和 8 年原子力規制委員会規則第 4 号）の施行の日（令和 8 年 3 月 2 4 日）から施行する。

別表 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
(別表)				(別表)			
条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間	条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【その他】				【その他】			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則(昭和53年総理府令第51号)第10条	(略)	基準は、同規則第12条第1項の規定に基づく以下の基準によるものとする。 ○原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第12条第1項の規定に基づく認定基準(原規総発第1311274号(平成25年1月27日原子力規制委員会決定))	(略)	原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則(昭和53年総理府令第51号)第9条	(略)	基準は、同規則第11条第1項の規定に基づく以下の基準によるものとする。 ○原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第11条第1項の規定に基づく認定基準(原規総発第1311274号(平成25年1月27日原子力規制委員会決定))	(略)
原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第16条	(略)	基準は、同規則第12条第1項の規定に基づく以下の基準によるものとする。 ○原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第12条第1項の		原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第15条	(略)	基準は、同規則第11条第1項の規定に基づく以下の基準によるものとする。 ○原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第11条第1項の	

		規定に基づく認定基準				規定に基づく認定基準	
核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第20号） <u>第7条</u>	(略)	基準は、同規則 <u>第9条第1項</u> の規定に基づく以下の基準によるものとする。 ○核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則 <u>第9条第1項</u> の規定に基づく認定基準（原規総発第1311273号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））	(略)	核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第20号） <u>第6条</u>	(略)	基準は、同規則 <u>第8条第1項</u> の規定に基づく以下の基準によるものとする。 ○核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則 <u>第8条第1項</u> の規定に基づく認定基準（原規総発第1311273号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））	(略)
核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則 <u>第13条</u>	(略)	基準は、同規則 <u>第9条第1項</u> の規定に基づく以下の基準によるものとする。 ○核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則 <u>第9条第1項</u> の規定に基づく認定基準		核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則 <u>第12条</u>	(略)	基準は、同規則 <u>第8条第1項</u> の規定に基づく以下の基準によるものとする。 ○核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則 <u>第8条第1項</u> の規定に基づく認定基準	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
※1～※7 (略)				※1～※7 (略)			